

夢を実現する第一歩のために

2022年3月号

ミツヒロニュース



3月になり春がやってきました。春を楽しんでいきましょう。最近、「ムダな会議をなくそう」といわれています。そのためには、目的がない会議はしない、会議で意思決定をする、不要なメンバーは参加しない、定められた時間を守る、資料が多くすぎない、以上5つのことを考慮して会議を行いましょう。元来、会議とは、組織の重要な課題に対して衆知を集め、どうすべきかを決定する大事な場です。“ムダな会議”の特徴をしっかりと吟味して、有意義な会議の場をつくれるようにしましょう。

光廣 昌史

今月のトピック

◇駆け込み贈与は計画的に！

◇4月から業務での運転前後のアルコールチェックが必須に

◇相続登記の義務化スタート

◇今月のお勧めセミナー
「家族を幸せにする相続セミナー」

◇あとがき
「新スタジアムパーク！」



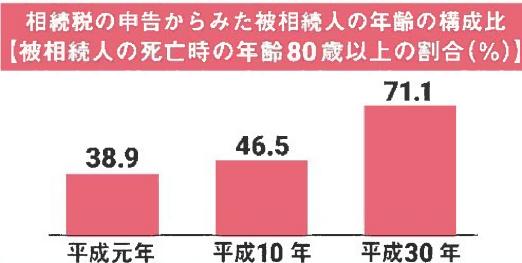
～教育資金の非課税特例、終了まで1年～ 駆け込み贈与は計画的に！

生前贈与分を相続財産と一体化することについて、“改正”ではなく“検討”的旨が令和4年度 税制改正大綱に示されていました。この“一体化”について、内閣府の資料^{※1}等から確認します。

1. 高齢世代の貯蓄と「老老相続」

同資料によれば、2014年における年代別の金融資産残高のうち、全体の約6割に相当する約1,000兆円を60歳以上が保有しているなど、高齢世代の貯蓄額は高い傾向にあります。

また、日本人の平均寿命が延び、死亡者（被相続人）も相続人も高齢者という、いわゆる「老老相続」が増えており、結果として相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況にあります。



内閣府「第4回 税制調査会（2020年11月13日）資料：相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比」<https://www.ao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

2. 連年贈与による税負担軽減

その一方で、若年世代が相続人となるまでの期間が長いことを逆手に、本来ならば相続税よりも税負担水準が高いはずの贈与税を、将来の相続税よりも低い負担となるように暦年単位で計算（暦年課税）をしながら、タイミングを見計らい長期にわたり生前贈与を行うこと（連年贈与）で、税負担を抑えた資産移転が可能となっています。

同資料では、以下の前提で15年間連年贈与をした場合の税負担が、生前贈与をしなかった場合に比べて2,275万円減少する計算例を紹介しています。

【前提】

- 被相続人（贈与者）の総財産は10億円。
- 相続人は3名（配偶者と子2名）。
- 配偶者は、相続により5億円（法定相続分相当）を取得。
- 子2名は、それぞれ贈与又は相続により計2億5,000万円（法定相続分相当）を取得。
- 子2名にそれぞれ毎年700万円を贈与

（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<https://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(単位：万円)

生前贈与年数	贈与税額	相続税額	合計
なし	0	17,810	17,810
5年間	880	16,147	17,027
10年間	1,760	14,485	16,245
15年間	2,640	12,895	15,535

内閣府「第4回 税制調査会（2020年11月13日）資料：連年贈与による税負担軽減の計算例」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

3. 資産移転の時期の選択に中立的な税制

経済社会の構造が変化する中でのこのような生前贈与を活用した税負担の軽減について、国は適切な税負担がない今まで次世代へ資産が移転されることによる、中立性の欠如と格差固定への懸念を示しています。

たとえば政府与党の令和4年度税制改正大綱には、今後の税制改正に当たっての基本的考え方の中で、「相続税・贈与税のあり方」として、次の一文がありました。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進めます。

この「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」とは、**具体的には生前贈与をしてもしなくても最終的な税の負担が変わらないような税制をつくること**を指しており、実現するには、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する必要があります。

4. 相続時精算課税制度

この相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度として、現行では“相続時精算課税制度”があります。これは、この制度選択後の生前贈与分を、相続時に相続財産に加算して相続税の計算をしながら、当該生前贈与分に係る贈与税を精算する制度で、平成15年度（2003年度）に次世代への資産移転や、これによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されました。

ただし、この制度を適用して令和2年分の申告をした人員数は3万9千人で、暦年課税の44万6千人と比べて利用が多いとはいえない側面があります。

5. 諸外国の制度を参考に

また、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度を構築するために国が参考として示しているのは、アメリカ、ドイツ、フランスの税制です。いずれの国も贈与税と相続税（アメリカは遺産税）を一体的に捉えて課税しています。他方、日本では現状、相続時精算課税制度適用分を除き、相続前3年以内の贈与分しか一体的に課税されていません。

国名	相続財産額と一体的に課税される生前贈与分
アメリカ	一生涯の累積贈与額
ドイツ	相続前10年以内の累積贈与額
フランス	相続前15年以内の累積贈与額
日本	(暦年課税)相続前3年以内の贈与 (相続時精算課税)選択後の累積贈与額

内閣府「第4回 税制調査会（2020年11月13日）資料：我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

上記諸外国を参考に、どこまでの生前贈与分を一体的に課税することになるのか等、今後の情報に注目していきましょう。

6. 非課税措置の見直し

なお、相続税と贈与税の一体化の他、経済対策の一環で設けられた次の非課税措置については、ある程度まとまった金額まで贈与税の負担がないことから、格差固定化を防ぐ等の目的で見直しが示唆されています。

非課税措置	非課税限度額
	適用期限
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（教育資金用の贈与）	1,500万円
	令和5年3月31日
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（結婚や妊娠・出産・育児資金用の贈与）	1,000万円
	令和5年3月31日
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置（マイホーム取得用の贈与）	1,000万円 ^{※2,3}
	令和5年12月31日 ^{※2}

※2 令和4年度税制改正適用後（2022年1月1日以後の贈与）の内容です。

※3 耐震、省エネ又はパリアフリーの住宅以外は500万円が非課税限度額です。

こちらもあわせてご確認ください。





4月から業務での運転前後のアルコールチェックが必須に



道路交通法施行規則の一部が改正され、2022年4月から、業務上、自動車を使用する一定の者は運転前後のアルコールチェックが義務付けられます。この業務は、安全運転管理者の業務として追加されることから、ここでは安全運転管理者の選任と追加される業務を確認します。

1. 安全運転管理者の選任

自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、次のいずれかに該当する台数を使用している場合には、安全運転管理者を選任しなければなりません。

- ① 乗車定員が11名以上の自動車1台以上
- ② その他の自動車5台以上（自動二輪車（原動機付自転車を除く）1台を0.5台として計算）

例えば、A市にある本社（使用車両10台）とB市にある支店（使用車両5台）があった場合、それぞれで選任します。

また、台数の判断にあたって、自家用車を通勤にのみ使用している場合には含めませんが、その自家用車を業務に使用している場合には台数に含めることとされています。

さらに、自動車20台以上を使用している事業所においては、**20台ごとに副安全運転管理者を1人選任すること**になっています。

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に事業所を管轄する警察署に届け出る必要があります。

なお、安全運転管理者等の選任を怠ると、罰則として5万円以下の罰金が定められています。

2. 追加される業務

安全運転管理者の業務は、交通安全教育や運行計画の作成、運転日誌の備付け等、多岐にわたりますが、**2022年4月1日から**、次の①及び②の業務が**追加**されます。

- ① 運転前後の運転者に対し、その運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ② 酒気帯びの有無を記録し、記録を1年間保存すること

記録する事項は、次の通りです。

- Ⓐ 確認者名
- Ⓑ 運転者
- Ⓒ 運転者の業務にかかる自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- Ⓓ 確認の日時
- Ⓔ 確認の方法
 - a. アルコール検知器の使用の有無（2022/10/1～）
 - b. 対面でない場合は具体的方法
- Ⓕ 酒気帯びの有無
- Ⓖ 指示事項
- Ⓗ その他必要な事項

2022年10月1日からは、一定のアルコール検知器を用いて①を行い、Ⓐ aを記録します。
このアルコール検知器は、常時有効に保持する義務もありますので、ご注意ください。

飲酒・酒気帯びでの運転は絶対しないことを従業員等に意識付けるとともに、安全運転管理者等の選任義務がある場合には届出の確認と、今回のアルコールチェック業務を適正に実施できるように準備を進めましょう。

所有者不明の土地対策 相続登記の義務化スタート

◆相続登記は3年以内に

2021年4月に成立した改正不動産登記法では、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が義務付けられました。これまで登記未了であった全ての不動産にも適用され、正当な理由のない申請漏れは、10万円以下の過料の対象となります。新制度は成立後3年以内、2024年までに施行される予定です。経過措置により施行日前の相続・遺贈の場合、2024年までの施行から3年間が登記申請義務の履行期間となります。

◆新たに相続人申告登記制度がスタート

相続人の申請義務を簡易に履行できる「相続人申告登記制度」が新設されました。相続登記されないまま長期化すると所有者不明土地を生み、行政に支障をきたす原因にもなります。このため、相続人申告登記では遺産分割未了であっても登記名義人について相続が開始したこと、相続人の氏名・住所を登記に付記することで登記義務を履行できることとしました。遺産分割未了のため、持分の登記はありません。後日、遺産分割協議が整ったときは遺産分割成立日から3年以内に、協議の結果を踏まえた登記申請が義務付けられます。

◆とりあえず法定相続分での登記に注意！

もちろん、遺産分割未了の状態であっても従前どおり相続開始後3年以内に、とりあえず法定相続分で暫定的な登記を行い、遺産分割協議が調った後に登記し直すことも可能です。

しかし、法定相続分で登記をしても遺産分割協議前であれば不動産の利用、売却等には共有者の間で何らかの同意が必要となります。相続人が死亡すると権利者は更に増えて、遺産分割は難航必至です。

◆相続人申告登記も遺産分割は先送りのまま

相続人申告登記を行って遺産分割協議を続行する場合も、民法上は、法定相続分で共有されたままですので、不動産の利用、売却等に際し、共有者の間で同意が必要となることに変わりなく、相続人申告登記も遺産分割の先送りに過ぎません。



◆それぞれの事情を斟酌した遺産分割協議を

相続した不動産は相続人の居住用とするか、賃貸用とするか、売却をいつするかなど有効利用をはかり、そのうえでそれぞれの相続人の事情を斟酌した速やかな遺産分割協議ができるかがポイントになるのではないでしょうか。

(ミツヒロニュース初回掲載 2021年4月号)

参考文献 : ■MyKomon ■ゆりかご俱楽部



今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「相続税の基本」についてお話しします。事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

(開催日4月12日(火)セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あとがき 虫明です。毎日、通勤中に中央公園の前を通っているのですが、気がつけばあっという間に更地になり、サンフレッチェ広島の新たなホームスタジアムの工事が進められています。サッカースタジアムの開業は、Jリーグの2024年のシーズンに間に合うよう同年2月の開業を目指しているそうです。公園と一体となるスタジアムパークが完成する頃にはコロナも収束して、たくさんの人で賑わうことができるような環境になっていたらいいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

